

# 令和元年白老町議会全員協議会会議録

令和元年 8月19日（月曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時16分

---

## ○議事日程

1. アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定・交付金事業について②

---

## ○会議に付した事件

1. アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定・交付金事業について②

---

## ○出席議員（14名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 山田和子君 | 2番  | 小西秀延君 |
| 3番  | 吉谷一孝君 | 4番  | 広地紀彰君 |
| 5番  | 吉田和子君 | 6番  | 氏家裕治君 |
| 7番  | 森哲也君  | 8番  | 大淵紀夫君 |
| 9番  | 及川保君  | 10番 | 本間広朗君 |
| 11番 | 西田祐子君 | 12番 | 松田謙吾君 |
| 13番 | 前田博之君 | 14番 | 山本浩平君 |

---

## ○欠席議員（なし）

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

- |               |        |
|---------------|--------|
| 町 長           | 戸田安彦君  |
| 副 町 長         | 岡村幸男君  |
| 副 町 長         | 古俣博之君  |
| 財 政 課 長       | 大黒克己君  |
| 企 画 課 長       | 工藤智寿君  |
| 経 済 振 興 課 長   | 藤澤文一君  |
| アイヌ総合政策課長     | 三宮賢豊君  |
| 学 校 教 育 課 長   | 鈴木徳子君  |
| 財 政 課 主 幹     | 増田宏仁君  |
| 企 画 課 主 幹     | 喜尾盛頭君  |
| しらおい食育防災センター長 | 佐々木尚之君 |

学 校 教 育 課 主 幹	藤 元 路 香 君
アイヌ総合政策課主査	江 草 佳 和 君
経 済 振 興 課 主 幹	太 田 誠 君
アイヌ総合政策課主査	八木橋 直 紀 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小野寺 修 男 君

---

## ◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、「アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定・交付金事業について」であります。

内容は、8月1日に説明・質疑を行った本件について、まとめた地域計画と、それに伴う交付金申請事業の報告説明であります。それでは説明を求めます。

岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 本日の全員協議会の開催に当たりまして、私のほうから概要をお話させていただきます。

本日の全員協議会につきましては、8月1日に開催させていただきました全員協議会に引き続きまして、アイヌ新法に基づく地域計画の策定と交付金事業についてご説明をさせていただきます。

前回の開催以降、議員の皆様からのご意見等を踏まえまして、関係課において事業の検討を進め、白老アイヌ協会とも改めて話し合いを重ねた内容をもとに本町のアイヌ施策推進地域計画案、それから申請予定事業を取りまとめました。今回の申請予定事業は、当初の想定事業について年度内に事業を実施する必要性や、事業の実施の方法などに関しまして検討に時間を要するもの、交付金の活用が有利でないものなどの絞り込みを行いまして、想定事業9項目から5項目といたしました。

この後、申請予定事業について担当課から説明し、議員の皆様からご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） それでは私のほうから資料1、2のほうについて説明をさせていただきます。

まず資料1、白老町アイヌ施策推進地域計画（案）の検討ということでございます。

1、政府のアイヌ政策。（法律の目的）アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること。取り組みとしましては、アイヌ文化の振興と普及啓発、アイヌの人々の生活・福祉の向上ということで従来のものに加えまして、地域振興、産業振興、観光振興等にも支援を拡充するというものでございまして、これらの取り組みから従来からの課題でもございます、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進など、アイヌ語の振興、アイヌ文化の振興、あと生活向上の部分で生活の安定、教育の充実、雇用の安定などの課題を解決していくというものでございます。

2、白老町アイヌ施策基本方針（体系）。これは平成19年に白老町で策定したものでございます。

基本方針の目的、アイヌ民族の誇りを高めること。全町民がアイヌ民族への正しい認識と理解を

深めること。互いの文化を尊重し合える社会の実現に努めること。多文化共存による地域の繁栄を推進することとなっております。その基本方針としまして、アイヌ民族、文化を正しく認識し、尊重する社会を創造します。アイヌ文化の振興と伝承に努めます。アイヌ民族の歴史や文化に関する教育の振興を図ります。産業振興、生活環境の充実に努めます。アイヌ民族に関する行政を総合的に推進します。という方針に基づきまして、計画・施策としまして、基本方針の理念をアイヌ施策推進地域計画に反映して施策を展開していくと。今までこの基本方針がありました。なかなか実現できていない部分もございますので、何とか法に基づいた地域計画をつくって交付金を活用しながら実現していきたいと考えているところでございます。

3、白老町アイヌ施策推進地域計画（案）。項目としては、4つあります。まず、①アイヌ文化の保存・継承ということで、課題としましては担い手不足、次世代への円滑な継承というのがございます。事業の内容としましては、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業。アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業。生活館改修・交流事業。事業についてはそれぞれの項目で重複するものもございますので、そういうのは再掲して掲載させていただいております。アイヌ文化伝承活動拠点（旧社台小学校）改修事業。アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援事業（学習支援員配置事業）でございます。目標としましては、これは生活館の利用者数を2万6,500人という現状のものから、5年後には2,000人ふやしたいというものでございます。今年度の事業費としましては、この部分で1,381万8,000円でございます。次に、②アイヌの伝統等の理解促進ということです。課題としましては、体験等を通じたアイヌの伝統等普及の確実な推進でございます。実施予定事業としましては、アイヌ伝統等普及啓発事業（学校給食地場産品活用事業）。伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業。アイヌ文化関連の観光プロモーション事業（アイヌ文化関連PR事業）でございます。目標は、イオル事務所「チキサニ」の利用者数3,000人から、5年後にはさらに2,000人増というものでございます。今年度事業費としましては51万円です。③観光、その他の産業の振興です。課題としましては、誘客、情報発信、移手段、案内、おもてなし等体制の整備でございます。実施予定事業としましては、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業（アイヌ文化関連PR事業）。食による来訪者おもてなし体制整備事業。来訪者受け入れのための医療体制整備事業でございます。目標としましては、アイヌ文化プロモーションイベント来場者数1,000人を5年後にはさらに1,000人ふやすものでございます。今年度事業費としましては2,000万円です。④地域内・地域間交流国際交流の促進です。課題としましては、交流施設や移手段等、環境・体制の整備です。実施予定事業としましては、生活館改修・交流事業。アイヌ文化伝承活動拠点（旧社台小学校）改修事業。アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援事業（学習支援員配置事業）。アイヌ文様ラッピングバス運行事業（コミュニティ活動支援バス運行事業）でございます。目標としましては、アイヌラッピングバス利用者数を3万2,000人から、9,100人ふやすというものでございます。今年度事業費としましては1,286万円でございます。

それでは、続きまして資料2のほうを説明させていただきます。これは国に提出する計画の申請書の様式になっております。上のほうです。アイヌ施策推進地域計画ということです。1、名称と

しましては、白老町アイヌ施策推進地域計画。2、作成主体は白老町でございます。3、計画の目標としましては、(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題ということでございまして、一応段落しますと、第4段落目までは町名の由来であるとか、現在までのアイヌの人たちの活動、アイヌ民族博物館開設の経緯、基本方針の策定など町の取り組みなど経緯や現状を書いております。次のページにいきまして、5段落目以降については町における課題を記載しております。中身としましては、アイヌ民族の伝統及び文化の継承、生活館などの老朽化している施設の改修、アイヌ民族の歴史と文化、ウポポイの周知など理解の促進、来訪者の受入体制整備、インフォメーション機能の充実、そのほかに最後のこのページの1番最後の段落になりますけれども、イオル事業のことにふれてございまして、これはちょっと来年度以降、今まで10分の10の受託事業だったのですけれども、交付金事業に振りかわる可能性があることから、イオル事業の継続についても記載しております。

次のページにいきまして、それ以降につきましては町内のアイヌ関係の団体、あと関係施設などを記載して、さらに次のページの1番下、(2) アイヌ施策推進地域計画の目標としまして、次世代へのアイヌ民族の歴史と文化の継承を確実なものとするために、地域に存するアイヌの歴史と文化を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とするということでございます。次に(3) 数値目標でございます。これは先ほど申し上げましたので省略させていただきます。

4、アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項でございます。番号が4-1から4-4となっております。これは法律で定められた事業を掲載しております。その下に黒い四角で町の事業をぶら下げているというような記載方法になっております。先ほどと同じように実施によって効果が重なるようなものは再掲ということで、同じものを記載しております。まず、4-1、アイヌ文化の保存又は継承に資する事業ということで、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業、次にアイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業、この吹き出しがついているものは後ほど資料3のほうなどでご説明しますので細かいところは省略させていただきます。次に、生活館改修・交流事業、アイヌ文化伝承活動拠点(旧社台小学校)改修事業、アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援事業でございます。4-2、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業としまして、アイヌ伝統等普及啓発事業、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業。4-3、観光の振興その他の産業の振興に資する事業としまして、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業、食による来訪者おもてなし体制整備事業、来訪者受入のための医療体制整備事業。4-4、地域内もしくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業としまして、生活館改修・交流事業、アイヌ文化伝承活動拠点(旧社台小学校)改修事業、アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援事業、アイヌ文様ラッピングバス運行事業でございます。

次に、5、計画期間でございます。これは認定の日から5年間ということで、令和6年3月31日まででございます。

次に、6、法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費です。(1) 文化

振興事業ということで、これは先ほどの4-1と4-2の事業を掲載しております。事業費については、これは元年度分のみ記載してはいますが、国のほうから指示がはっきりまだきていませんので5年間分の総事業費の見込みを書くのか、その辺は国と調整してから記載を正しいものにしたと思っています。(2) 地域・産業振興事業としまして、これは4-3の事業でございます。(3) コミュニティ活動支援事業ということで、これは4-4に掲げている事業でございます。

次に、7、アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由です。これは(1)から(3)までありますが、適合していないということにはなりませんので、基本的に全部適合するというような書き方でふれております。

次に、8、目標の達成状況に係る評価に関する事項です。(1)から(3)までありますが、これも評価の手法、時期、結果の公表方法などを記載しております。

次に、9、法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項です。これについては法律上の特例措置の部分で、国有林内における共用林野の設定というところがございます。アイヌの人たちが国有林などで自然素材を活用したいとか、そういう場合の記載でございます。ただ、今のところ要望はありますけれどもはつきり今年度、来年度何かが欲しいということはアイヌの人たちから聞いておりませんので、一応記載はしておりますが、まだ確実に実施するかどうかは未定でございます。

次に、10、法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項です。これは内水面のさけの特別採捕に関するところでございます。これにつきましては、現状としましてはイオル事業の中で「川のイオル」というものをやっております、これで特別採捕の許可を得ております。そのため、今後も継続しますので、これに沿って内容を記載させていただいているところでございます。私のほうからの説明は以上です。

○議長（山本浩平君） 江草アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（江草佳和君） それでは私のほうから資料3に関しまして説明をさせていただきます。資料3をごらんください。こちらは前回8月1日の全員協議会以降を国やアイヌ協会など関係機関との協議、意見交換を踏まえた中、町内部としての検討を重ねまして、当初お示ししました9事業から、このたび5事業に絞り込み取りまとめをしたものでございます。私から以下、5事業の概要についてまずご説明をさせていただきます、各事業の詳細につきましては担当者からこの後、説明を申し上げたいと考えております。

それでは、アイヌ施策推進交付金申請予定事業一覧（白老町）。この申請予定事業は現在、調整中の内容でありますから、関係団体及び国、内閣官房との協議により修正の可能性がございます。

申請予定事業1、生活バスプラス地域内循環観光バスの運行（アイヌ文様ラッピングバス運行事業）でございます。こちらにつきましては、まず①元気号の運行形態改善を目的とした調査を実施いたします。②アイヌ文化普及のためのラッピングを外装に施しました、生活バスプラス地域内循

環観光バスの実証運行をまずは行ってまいります。地域計画における事業分類でございますが、こちらは先ほど資料2の地域計画における4-1から4-4の分類のどれに当てはまるかと国とすり合わせをした内容でございます。こちらの事業につきましては、4-4、地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業ということでございます。概算の事業費といたしましては、今年度721万1,000円、内訳としまして町負担10分の2が144万3,000円、国からの補助10分の8として576万8,000円となっております。

申請予定事業2、学力向上サポート事業（学習支援員配置事業）でございます。きめ細やかで質の高い授業を行うため、学習支援員を町内全小中学校に各1名ずつ拡充して配置をしてまいります。

地域計画における事業分類といたしましては、④に該当してございます。概算事業費564万9,000円、内訳町負担113万円、国補助451万9,000円となっております。

申請予定事業3、学校給食地場産品活用事業（食を通じたアイヌ文化体験）。こちらにつきましては、食を通じたアイヌ文化体験ということで、小中学校の給食におけるアイヌ伝統料理やアイヌにゆかりのある食材を活用しましたメニューの提供を行って意識醸成を図ってまいります。地域計画における事業分類といたしましては、②アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業でございます。概算事業費51万円、内訳町負担10万2,000円、国補助40万8,000円でございます。

申請予定事業4、アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業（①地域アイヌ文化の価値を高めるため新たな商品開発等を行うこと、②地域アイヌ文化を次代に確実に継承するための人材を育成していく）。こちらにつきましては、白老アイヌ協会さんとの意見交換を踏まえて内容のほうを詰めてきているところでございます。地域計画における事業分類といたしましては、①アイヌ文化の保存又は継承に資する事業でございます。概算事業費1,381万8,000円、内訳としまして町負担276万4,000円、国補助1,105万4,000円となっております。

申請予定事業5、アイヌ文化関連PR事業（①プロモーションイベント等の実施、②映像・バナーフラッグ・のぼり・看板等によりPRを行うことにより来年開設まで250日を切っておりますウポポイの開設に向けたPRをさらに図ってまいるといふものでございます。地域計画における事業分類といたしましては、③観光の振興その他の産業の振興に資する事業でございます。概算事業費2,000万円、内訳としまして町負担400万円、国補助1,600万円でございます。総額の概算事業費といたしましては4,718万8,000円、内訳町負担としまして943万9,000円、国補助といたしまして3,774万9,000円となっております。私からは以上でございます。

○議長（山本浩平君） 喜尾企画課主幹。

○企画課主幹（喜尾盛頭君） 企画課、喜尾です。私からは資料3-1の説明をさせていただきます。題名としましては、生活バス運行プラス地域内循環観光バス運行についてということになります。まず、交付金対象事業としての考え方ということになるのですが、大きな表の1番下に赤枠で、交付金対象事業としての考え方と記載しているところなのですが、まず交付金ではアイヌの観光振興コミュニティ活動支援のためのバス運営を対象としているということなのですが、まず要件としましては生活バス、観光バス両方なのですが、ラッピングバスということでアイヌ文様等により装

飾を施したバスを活用してくださいということがございます。次に生活バスに関する要件としましては、生活館など地域住民の交流の場を目的地の一つとしてアイヌの人々の利便性を確保するバス事業ということ。また、観光バスにつきましては、ウポポイなどアイヌゆかりの地を目的地の一つとして運営し、観光客の誘客推進に寄与することとされているところでございます。そういったところもありましてこの事業の目的としましては左下記載の部分なのですが、アイヌの人々を始めとした地域住民のコミュニティ活動などを支援する生活交通の確保。また、アイヌ文化の普及啓発、観光振興を目的とした来訪者の交通利便性の確保ということを目的とさせていただいているところでございます。本事業で最終的にどのような形にしていくかということなのですが、大きな枠の1番下、令和2年10月から3月と書いている部分なのですが、最終的には路線定期の元気号につきましては、アイヌ文様等をラッピングしたマイクロバス2台によりまして市街地を中心とした運行をしたいと考えております。次にデマンド運行につきましては、こちらもアイヌ文様等をラッピングした10人乗りの車両4台によりまして、宇地区を中心とした運行を考えているということです。次に観光バスにつきましては、白老駅やウポポイを中心に、こちらもラッピングした2台のバスによる循環運行とし、1時間に複数回発着が行われるような運行を行っていきたいと考えているところでございます。その最終形に至るまでのロードマップということなのですが、まずは今年度、大きな表の1番上になってございますが、1番左は現状ということで、今の元気号の運行が道南バスのほうで3台体制でお願いしている部分と、デマンドバスにつきましても1台の車両で運行しているところなのですが、まず今年度、10月からの下半期につきましては、まず生活交通に関しましては住民の移動ニーズの調査や、翌年度からの実証運行の準備などの調査事業の委託、それとデマンド運行用の車両4台分の調達を考えているというところでございます。次に地域内循環観光バスにつきましては、こちらも運行ルート設定調査や、実証運行の準備にかかる調査業務の委託等を車両2台の調達を予定しているというところでございます。今年度事業費につきましては、下段中央記載のとおりということですが、調査委託料につきましては合計約500万円、車両調達につきましてはリースを予定しているため賃借料として約130万円、またその他事業費や役員費を合わせて87万円ということで、合計約720万円強の事業費を見込んでいるというところでございます。次に来年度、令和2年度の考えということでございますが、生活交通に関しましては、上半期はまず元気号、デマンドバスはそのまま走っていただく

のですが、それに加えまして、今室蘭信用金庫さんから寄附を受けて小さいマイクロバスも元気号として運行しているのですが、こちらのほうもラッピングをしようというところと、もう1台大きな車両ではなくて、小さめのマイクロバスをもう1台調達して、あとはデマンドバスの実証運行を行うということで考えてございます。下半期につきましては最終形となるのですが、10月からアイヌ文様等をラッピングしたマイクロバス2台とデマンド車両4台による本格運行を考えているというところでございます。循環観光バスに関しましては、上半期可能であれば4月24日のウポポイ開設時より実証運行を行いながら、運行ニーズの課題等を把握した中で下半期10月より生活交通と合わせて本格運行につなげていきたいということで考えているというのがロードマップとなります。あ

とこちらの資料には記載はないのですが、事業費の比較ということでございます。交付金の活用により今全ての運行を切りかえるということで考えているのですが、現行どおり運行を行った場合と、交付金に切りかえた場合の比較ということなのですが、まず生活交通ということで今元気号、デマンドバスにつきましては、平成31年度、令和元年度の予算額につきましては5,100万円となっております。次に交付金を活用して4月から3月まで、丸々1年間運行した場合の見込み額ということですが、見込み額としては6,500万円を予定しております。そうしますと総体予算額は1,400万円の増となるのですが、交付金が8割、残り2割が一般財源として捉えますと、一般財源だけを比較しますと一般財源が1,300万円で収まるということですので、一般財源は3,800万円の減になるということで捉えております。また観光循環バスにつきましては、こちらは今現行運行がないものですから比較とはなりません。今2台で1年間運行した場合の想定ということの予算額でございます。これはリースと運行費と合わせたものですが、約3,000万円を予定しているということでございます。そのうち8割が交付金、2割が一般財源ということで考えますと、約600万円の一般財源の負担ということになるかと考えておりますが、この今の試算の中ではまだ運賃といいますか、お客様からいただく料金等々も加味しない金額でありますので、そちらのほうにまた入ってくるともう少し一般財源等を圧縮できるのかと考えているということでございます。以上が資料3-1についての説明になります。

○議長（山本浩平君） 藤元学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（藤元路香君） 学校教育課、藤元です。私のほうからは資料3-2、学力向上サポート事業について説明させていただきたいと思っております。現状においては白老町の児童生徒の学力向上を目的として小学校2校、白老小学校、萩野小学校において1名ずつ学習支援員を配置しております。きめ細やかで質の高い授業を行うために習熟度別授業や複数教師が協力して行うTT（ティーム・ティーチング）指導などでの授業支援や生活支援を行っているところであります。今後、新型の交付金を活用しまして、現在2名配置しているところを町内の小中学校に1名ずつ配置し、現状で行っている習熟度別授業やTT（ティーム・ティーチング）指導、複式学級などでの授業支援や生活支援を行っていきたいと考えております。事業の目的としましては、現在2名配置しているところを各校に1名ずつ学習支援員を配置し、白老町スタンダードに基づいた学力向上を進め、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導の充実や基礎学力の定着を進めていきたいと考えております。事業費の内訳としましては、学習支援員6名分の賃金、それから通勤費としまして564万9,000円を予定しております。事業の効果としましては、学習支援員を各校に配置することにより、一人ひとりきめ細やかな指導を行うことや基礎学力の定着を図っていきながら、全国学力・学習状況調査等において、平均正答率が全国平均を上回ることを目標に進めていきたいと考えております。令和2年度以降においても、町内小中学校に1名ずつの配置を継続して現状の業務のほか、放課後の学習や長期休業中などの補習、学習等も行い、基礎学力の定着を図っていきたいと考えております。簡単ですけれども、以上で資料3-2、学力向上サポート事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 佐々木しらおい食育防災センター長。

○しらおい食育防災センター長（佐々木尚之君） しらおい食育防災センター、佐々木より学校給食アイヌ食材活用事業について説明させていただきます。本事業につきましては、現在地場産品を含んで提供しております学校給食について、アイヌ新交付金によりまして、アイヌ民族の食していた食材を活用し、その食文化を体験することでアイヌ民族の歴史や文化を理解し、ふるさとへの愛着や誇りを育むということを考えてございます。新交付金の上段の令和元年、右側の表の中になりますけれども、食材としましてサケ、かぼちゃ、じゃがいも、大根、しいたけなどを食材として考えてございます。この辺につきましてはアイヌ協会に確認し、協力をいただきながら提供していく予定でございます。また、下段になります。令和2年におきましては、そのアイヌ食材のほうを活用している部分を合わせまして、アイヌの伝統献立としてございます「オハウ」などを提供していく予定でございます。この辺につきましてもアイヌ協会と今、味のつけ方など教えていただきながら調査、研究を進めているところでございます。事業費の内訳、今年度につきましては食材費として51万円を予定してございます。以上、簡単ではございますが私のほうからの説明といたします。

○議長（山本浩平君） 江草アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（江草佳和君） 私のほうから資料3-4、事業説明資料、アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業について説明をさせていただきます。今年度春以降、白老アイヌ協会様との協議におきまして、今後のアイヌ文化の保存や伝承、今後の発展等についてどのような点が課題であり、解決のために継続性を持って何を取り組んでいくかといったところが重要かということ継続協議してきたところでございます。その中で協会の意見や意向を踏まえながら、白老地域のアイヌの方々为主体となり、地域のアイヌ文化を自ら高め、次の世代に確実に継承するために現在の段階としまして2つの取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。事業の目的としましては、地域計画にもうたっているとおり、高齢化等によります白老地域におけるアイヌ文化の担い手不足が喫緊の課題となっております。これら課題を解消しまして地域のアイヌ文化をさらに価値あるものとするため、地域におけるアイヌ文化の理念を理解し、次代に確実に継承するための高度な人材の育成、そして白老地域のアイヌ文化の価値を高めるための商品開発に継続して取り組んでいくところがねらいでございます。具体的な取り組みといたしましては、上段①、②とございますが、まず①です。白老地域のアイヌ文化の価値を高めるための商品開発に取り組んでまいりたい。こちらにつきましては、白老のアイヌの理念に基づいたアイヌブランドの商品開発、こういったものに継続性を持って取り組んでまいりたいと考えております。今年度の取り組みといたしましては、アイヌ協会さん主体によるアイヌブランドの新商品、現時点の想定ではお菓子、薫製、手工芸品の開発に向けた、海外における実際の先住民の方々になりわいとしてどのように取り組んでいっているのか、そういったノウハウ等を調査研究を重ね、かつ我が国の先住民族でありますアイヌと諸外国との国際交流に取り組む、これと同時に新商品のパッケージングや販路の確立に向けた調査研究を重ね、町内の商工観光団体や事業者さんとの連携の方策等について合わせて検討を進めていくものです。翌年度以降の展開といたしましては、今年度蓄積をしていくさまざまなノウハ

ウをもとに、白老地域のアイヌ文化を最大限活かしたオンリーワンのアイヌブランドの商品開発、そして安定した供給体制の確立及び販路の拡大等を目指してまいりたいと考えております。②白老地域のアイヌ文化を次代に継承するための人材育成でございます。内容としましては、白老地域のアイヌ文化の伝承を担う高度なプロフェッショナル人材の育成をアイヌの方々主体で進めていくというものです。今年度の取り組みといたしましては、白老地域におけるアイヌの精神性、世界観をしっかりと理解し、本物のアイヌ文化を伝える自然、文化伝承者の育成プログラム開発に取り組んでまいりたい。もう1点目は、アイヌ伝統の手工芸、木彫、刺しゅう等でございますけれども、これら手工芸をより高次元なスキル、ミュージアムグレードと書かせていただいておりますが、高次元のスキルで習得をするこれからの世代を担う伝統手工芸作家の育成プログラムを開発してまいりたいと。翌年度以降につきましては、今年度カリキュラム等をしっかりと固めていった育成プログラムに基づきまして、次代を担う自然、文化伝承者及び伝統手工芸作家の育成を確実に継続性を持って実践をしてまいりたいと考えております。今年度にかかります概算事業費といたしましては、①白老地域アイヌ文化の価値を高めるための商品開発といたしましては、委託料、旅費、需用費等を含めまして864万円を概算として想定しております。②地域アイヌ文化を次代に継承するための人材育成といたしまして、育成プログラム等の開発にかかる委託料、需用費等で517万8,000円でございます。合計といたしまして1,381万8,000円でございます。こちらにつきましては、年度初めからの意見交換等も含めた中で白老アイヌ協会さんを委託先として現在のところは想定をしているところでございまして、協会の自主性を重んじた事業展開を図っていくという考えのもと、事業の設計をしたところでございます。事業効果といたしましては、伝統技術の活用や事業者間連携により、高品質な商品開発により地域の稼ぐ力を創出していくということ。もう1点目は、先ほど申し上げた2分野の人材育成プログラムをしっかりと確立することによりまして、今後アイヌの方々ご自身による主体性を持った継続したアイヌ文化伝承人材の確保を進めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） それでは資料3-5、アイヌ文化関連PR事業についてということでございまして、まず下段の左側になりますが、事業のねらいとしましては、ウポポイの認知度の向上、地元気運の醸成。ウポポイ、アイヌ文化、地域資源を融合した白老町の魅力の発信ということでございます。まず課題としましては、やはりウポポイの認知度向上ということで、かなり認知度が全国的に見ると低いということで、今改めて国のほうも何とか100万人達成のためにこのPR活動を国と北海道も一緒になって力を入れていこうというような流れになっております。そのような状況で白老町としましても、やはり地元が盛り上がっていないと、というところもありますし、それに合わせて白老町の魅力なども発信したりというところがございます。あと1番のものはアイヌ文化、歴史の理解の促進の部分になりますので、その辺は継続しなければならない部分かと考えております。その内容としましては、今年度の部分としましてはイベントの開催ということで、タイミング的には年末か年明けからになってしまうかと思うのですが、その中でウ

ポポイの周知であるとか、白老町のPR、誘客促進、あと地元の気運醸成ができるようなイベントを開催すると。あとあわせて映像等によるPRということで、建物の壁面であるとか、改めてスクリーンをどこかに設置してもいいかとは思いますが、そういうようなところで少しインパクトのあるものを打ち出していきたいと考えております。あと看板です。今の現状の看板を、例えばウポポイの受け入れ、おもてなしのような看板にかえるだとか、高速道路の降りたところあたりにもそういうものが必要かとも思っておりますので、そういうような大きな看板。あと商店街のところのフラッグなどももうぼろぼろになってきていますので、その辺も新しくして、きれいにしておもてなし体制の整備というところも考えていきたいと考えております。事業費としましては、委託料で2,000万円とみております。それによつての効果としましては、これは国の指導でもございますウポポイの来場者100万人と、あとは白老のKPIでございます観光客の入り込み300万人、あと多文化共生アイヌ文化の理解、普及が高まっていると考えている町民の割合が70%を達成するであるとか、そういうようなところに寄与をしていきたいと考えております。来年度についても、道や国からやはりウポポイオープンしてからの、それからが大事だというようなこともございまして、オープン、ゴールデンウィーク、夏休みといろいろと続いていきますので、ここは町単独なのか、実際もうウポポイも運営していますので、運営主体と連携するののかということもありますけれども、そのようなイベントを継続して開催していかなければならないかということもございまして。私のほうからは以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま申請予定事業におきまして、1から5までの説明が各担当の方々からそれぞれありました。この件につきまして特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

9番、及川保議員。

○9番（及川 保君） 9番、及川です。ただいまの説明でおおよそのところは理解はするのですが、1点だけ私伺っておきたいと思ひます。資料3-1の生活バス運行プラス地域内循環観光バスの運行であります。この生活バスの運行なのではございますけれども、元気号は非常に大きな問題を抱えていて、さまざまな試行錯誤をしながらようやく今落ち着いた状況の中で元気号は運行されていると思うのです。今回この令和元年から令和2年までの地域内循環観光バスを絡めていろいろ実証を含めた中で進めていくと思うのだけれども、町民にとってこの元気号というのは非常に重要な足だと私は常々考えております。そういう意味で元気号に大きな変化があるのかがまず1点です。それから、今この元気号はデマンド運行も兼ねて実施しているわけですが、説明を聞いておおよそのところは理解するのだけれども、この元気号に大きな影響を与えないのかどうかはまず1点。それから、あと地域内循環観光バスは、私も非常に観光、重要なこの部分についてはやらなければいけないという思いではいたのです。説明を聞いていてこれからいろいろ試行錯誤しながらやっていくので、元気号とやはりきちんと区別をしなければ私はいけないと思うのです。一方では観光客と白老町民の総理解というか、そういうものを含めると、それだけではまずいのではないのか。やはり象徴空間を町民一体になって進めていくにはこの循環型観光バス、この部分を元気号と絡み合わせた中で進めるという考えもやはり必要なのかという思いも実はするのです。そのあたり

の考え、この2点についてどのような考え方が伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 喜尾企画課主幹。

○企画課主幹（喜尾盛頭君） ご質問いただいた元気号と観光バスの関係です。まず元気号につきましては、平成29年10月に改正をしまして、またデマンド交通につきましても平成29年5月から開始したという中で、おっしゃっていただいたとおりに定着してきているという中で、実際に平成29年度元気号とデマンド合わせた利用人数が2万4,242人だったところが、平成30年度につきましては3万2,658人ということで利用人数もふえてきているということは当然改正後の利用状況に皆様が合わせて生活していらっしゃるという部分はあるのかということで考えてはいるところなのですが、おっしゃるとおりこの交付金を使って2台のマイクロバスと4台のデマンド交通で運行するというのでいいますと、想定しているデマンド交通につきましては宇地区を中心にとということで考えているところでありますから、当然ながら利用者の方にとっては大きな変更が出てくるということとは考えてはおりますが、ただ、変更の中でも当然ながら移動のニーズを捉えた中できちんと地域に住んでいる方が買い物や病院、そういったことでの生活移動がきちんとできるような体制は整えていくという中で逆に今まで定時定路線ということで虎杖浜地区から、町立病院まで行くのに4、50分かかっていたといったところが、宇地区から町立病院までということで短時間で移動できるようなドア・ツー・ドアでさらに時間を短縮できるような、そのような運行を考えていきたいということで考えてはおります。もう1点、観光バスとの絡みということでございます。実は交付金の対象事業ということで、当然観光バスにつきましてはウポポイにタッチするというのが一つある部分と、あとは町内を循環するという部分もあるのですが、町内の方も当然ウポポイに行かれる方もいらっしゃるという中では生活交通のほうもウポポイにバス停をつくった中で町民の方にも利用していただくということと、当然観光バスにつきましても今考えているデマンド交通につきましては白老地区はデマンドはやらないほうがいいのかと考えているものですから、今の観光バスにつきましては一応白老地区を順繰り、順繰り周るといった中では、そちらも町民の方が利用しやすいようにつくってきたいということでは考えてはございます。

○議長（山本浩平君） 9番、及川保議員。

○9番（及川 保君） 要するに町民への今大きな変化がないという考え方でいいのですね。もう一つデマンドをふやす考え方もいいですけども、これは私も大賛成でありまして、先ほど発着、到着の時間の問題もありましたけれども、これはやはり大きな町民からも出ている問題でありまして、ぜひこのことも改善しながら。そして私先ほどもお聞きしたのですけれども、影響を与えない中でこの観光バスのほうも町民に浸透させていくような、町から理解してもらえるような状況をぜひつくってもらいたいと思います。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今おっしゃっていただいたように周知は非常に重要だと私どもも捉えておりますので、これからデマンドが特に4台となると事前の予約という部分もございまして、その辺については十分さまざまな場面で周知を図って皆様に浸透するような取り組みをさせていた

だきたいと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。2点ぐらい伺いたいと思います。ページ数が書いていないのですけれども、4、アイヌ施策推進に必要な事業に関する事項ということで、4-1から4-4までありますね。この黒い四角を数えると15項目あるのですが、そのうちの町として事業として申請するのはこの中から5項目、予算的には4,718万8,000円となっておりますけれども、この事業というのは5年、5年の計画のものですね。ということは、これは今回1年分というのか、この5項目は継続して5年継続されるのか。また、このほかに必要とする事業が15項目ありますね。その15項目を新たに検討しながらまた新規に別なものを申請していくのか。私が考え違いをしているのかわかりませんが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

実はこのバスの件なのですが、コミュニティ活動支援ということで、地域住民の生活の場ということで生活館を中心にしたバスの運行を図るとありますね。今回の申請事業の中には、生活館の改修は必要としているけれども、申請事業の中には何もうたわれておりません。だからその5年間でこの申請した5項目の事業が5年間継続されるのであれば、生活館の改修などはいつ入ってくるのかと、それを後に聞こうと思いました。

○議長（山本浩平君） あわせてお答えいただきたいと思います。

三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問のあった件ですが、まずはこの地域計画のほうの4番目の4から1の項目という部分ですが、この計画自体は5年間の計画ですので、5年間で4-1から4-4までの事業を手広くするのか、やれないところも出てくるとは思うのですけれども、幅広にいろいろな事業ができるようにちょっと記載させていただいております。その中で資料3については、今年度、実質10月から11月からかわかりませんが、その辺から始めてできる範囲で今年度できるもの、着手できるものをまず掲載させていただいております。この事業につきましては、継続すべきものは継続していくと。ただ、4番目のPR活動などはオープンしてからまたどのようにするかという方法論もありますので、ちょっとどのようになるかわかりませんが、基本的にはここに掲げているのは5年間継続、もしくはもっと拡充したり、発展させたりする可能性もあるのですけれども、継続させていくというところでございます。

あと、バスの部分で生活館の部分もあるかと思うのですが、実際この5年間の計画では生活館の改修、もしくは旧社台小学校の改修なども書いておりますので、我々としてはいずれ生活館の改修はしなければならないと思っていますので、そこは地域の方と、またアイヌ協会の方とも話をしてどのようなものがあるのか、どこの場所があるのか、その辺も含めて継続して相談していきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） わかりました。この地域政策の事業としては15項目あるので、これから様

子を見ながら5年間かけていろいろな形でまた申請をしていながらやっていくということで理解しました。それと同時に私今回のこの事業を全部見ていてどういったところが1番深くつながるかと考えながら見ていたのですけれども、今回5月24日にアイヌ施策推進法ができました。この中に一つ大きな位置を占めているのは、アイヌ民族の誇りを尊重し、共生社会を目指すことを目的とし、差別を禁ずる基本理念を盛り込んでいくということが今回のこの交付金をするための官房長官を中心にしてできた交付金制度だと思うのですが、今回の事業の中で私はアイヌの方たちの民族の誇り、尊重というのはやはり文化をきちんと町民の方、それから全道、全国、世界の方に白老が進めていくことで知っていただく。ウポポイを中心にした多文化共生とアイヌ文化の理解を深めていくということのための事業だと捉えるべきなのかと思いつつも、差別をなくする、禁ずるという、その基本理念とどう結びつけていけるのかというのがちょっと私も聞かれたら何が結びつくか。給食やバスなどわかりますけれども、表立ったそういうものではなくて、精神的な部分のものもこの中には入ってくると思うのです。ですから、その辺のものの理解というのは、学校教育でいつ教員をふやす、配置するという問題だけでの解決にはならないのではないかと考えるのですが、その辺の基本的なお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 差別、偏見の解消の部分です。それは今までも国や道の調査の中でも何が原因かという、やはりアイヌの人たちの文化、歴史の理解の認識不足ということがよく書かれております。その中で、基本的に全体的に見ると、いろいろなことに携わってもらって文化を理解してもらおうという部分で共通はしているのかと思います。バスのラッピングにしても。あと学力向上の部分は、当然それぞれの生徒の学力向上もありますけれども、やはり学校の中で正しい知識を指導していただいて学んでいただくという部分もありますので、そういう部分ではやはりそういう部分につながっていくのかと思っております。給食の部分もやはり文化の理解をしていただくというところでございます。あと4番目のアイヌ文化伝承、発展活動に関しては、そもそもアイヌ協会、アイヌの人たちのほうでいろいろ白老の歴史、文化を伝えていきたいという部分でやってまいりますので、これは本来すべき部分のところと思っております。あと5番目のPR事業につきましても基本はやはりアイヌの人たちの文化、歴史の理解の促進というところを、当然ウポポイのPR、イコール結果的にはアイヌ文化のPRであったり、理解促進につながりますので、そういうことで進めていきたいと考えておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 説明資料の3-5の1番下にウポポイの来場者や、観光客の入り込み数をふやして行って、いろいろな環境整備をして、いろいろな人に来ていただいて、このアイヌ文化が多文化共生をしっかりと認識いただいて、理解をしていただいて、アイヌの民族、先住民族としての立ち位置をきちんと明確にしていくということだと思っておりますが、この最後のところにちょっと気になったのですが、この普及が高まっていると考える町民の割合は70%に持っていくという意味ですか。今、70%だから100%に持っていくという意味なのか。それとも私は町民だけではなくて、

来た方たちがこのウポポイを見る。それから白老のアイヌ文化に触れる。そういったことでどのように自分たちの考えが変わったとか、そういったことを検証していくとか、ウポポイを見てアイヌ文化に対する認識が変わったとか、そういったことを調査できるというか、アンケートを書いてもらうなど、そのようにしながらその状況というのが本当に目に見えてきているということを実感できるものを私はやっていくべきかと思うのですが、その辺のお考えを伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 理解の促進の70%という部分につきましては、これは町としてのKPIで70%まで持っていくという話なので、現在はそれまでないので、そこまで持っていくということでございます。ですので、いろいろやって、皆さんに理解してもらって何とかこういうアイヌの歴史、文化に少しでも理解していただければと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 今の吉田議員のお話というのは、法律の中でも基本理念の中の第4条の中に、アイヌであることを理由としてそういう差別するとか、その他の権利利益を侵害してはならないということが明確にいわれているわけです。そういう中で政府がどのようなそのための取り組みをしていくのかということになりますと、やはりまず基本理念としてきちんとそのことをうたうということが一つ。それと差別解消に資するための施策を推進していくのだということで、先ほど来、吉田議員が言われているようにアイヌの人々の文化など、伝統に対する正しい理解を深めていくのだという、ここが1番重要なことになっておりまして、そのためにやはりウポポイができ、そして多くの方にアイヌの文化、伝統を知っていただく、こういう行政としての施策が展開されていくということでありまして、ですから、それと同時にやはり我々地方自治体においても同様の正しい理解を深めていくための事業をきちんと展開していきたいというのが今回の事業を組み立てた、そういう内容になっているということです。ですから先ほど来の、例えばどういう町民の意識が高まってきているかということは、やはり引き続いてきちんとその辺は検証していかなければならないと、そのように思います。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時15分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑のございます方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。単純な話なのですが、いろいろお話を聞いているし、この推進計画を見ても全てどんな事業にもアイヌとついているのです。それから先ほどからも話されているようにアイヌの差別をしない、こう言われています。これは、私の考えなのですが、ずっと100年間ぐらい、明治32年からずっと旧土人保護法があって、そしてずっときてアイヌ新法

ができました。アイヌ新法ができれば、先ほどからも言っていますが、アイヌの差別をしないというけれども、今度は差別をしていいのです。アイヌ単一民族がアイヌ民族二つになったわけですから、アイヌ民族先住民というのは差別されていいのです。法律をつくったわけで差別するのです。一つの日本人が民族が二つになりました。そうしたら今度は差別したわけです。アイヌ民族という差別ができたわけです。法律ができたので差別化されるわけです。こういうことをきちんとやはり整理しなかったらなかなかその差別という理解ができないのです。今度は差別されてもいいのです。差別してもいいのです。あなたアイヌだと。今まではあなたアイヌだというだけで差別だったので。今度はアイヌだと差別されてもいいわけです。しかもこういうまちがする計画にも全てアイヌと書いているのですから、なぜ差別したらだめなのかと、この辺の考え方をきちんとやはり整理してものを言わないと、国の法律そのものが曖昧なのです。だからこの辺をきちんとしないと誰も理解できないのです。アイヌも理解できない、アイヌではない人たちも、どうしてアイヌ新法できればアイヌと言っているわけでしょう。アイヌと言われたらアイヌと差別したと言う方もいるでしょう。アイヌといってもたくさんあるのです。前回も私はアイヌのことで議論すると言ったけれども、大した議論は私もする気もないのだけれども、この間何代までアイヌだと私は言いました。なぜああいうことを言うかという、例え話で今いうとホワイトリカーという果実酒をつくる焼酎がありますね。あれに果実酒を入れると35度が17度になるのです。きちんと目方を量るから。その17度になって、それにまた同じ量を足していくと、3回か4回かやっていると薄まってホワイトリカーの味がなくなるのです。やがて水の味しかなくなるのです。私はことしもホワイトリカーを買ってカリン酢とハスカップの果実酒をつくっているのだけれども。それをずっと割っていくとホワイトリカーの味がなくなるのです。今、例えばで話を言っているのだけれども。アイヌも何代も何代も、ホワイトリカーにホワイトリカーをいくら割ってもホワイトリカーなのです。もっと簡単に言うと、焼酎の水割りに割らないで焼酎同士いくら割っても焼酎です。それに水を割っていくと水の味になってしまうのです。焼酎の味が消えてしまうのです。そういう論法からいくと、だから私はアイヌはどこまでアイヌなのだとやっているのはそこにあるのです。だからそういう曖昧なものではなく、例えばここにもある子どもたちに食、オハウです。三平汁です。これの勉強をさせるといっても、みんな三平汁を食べてきているのです。汁を入れたら三平汁というのです。そういう勉強をわざわざ思い出させて差別のために、これを食べている人はアイヌだったという、これも差別なのです。そういうことをもう少しきちんと法務的に整理されていないのです。今度は堂々と差別されてもいいのです。そういうことの方針として、これはここで議論する場ではないのですけれども、そういうものをきちんと議論した中でアイヌ政策をすべきなのです。私がもう一つ言いたいことは、法律でつくったアイヌ政策なのだから、北海道に住んでいる全てのアイヌが同じ法律でなかったらだめなのです。アイヌ政策の同じ恩恵を被らなかったら。白老は白老で単独なアイヌ政策だとどんどん別なことをやって、静内は静内で別なことをやったら、アイヌ政策ではないのです。アイヌ政策というのは国がきちんと、北海道がきちんと決めて、そして統一されたものでなければならないのです。私のところはこれに使う、私のところはこれに使うとお金の取り合いをして、

それにつけてお金をもらってするのがアイヌ政策ではないのです。アイヌ政策というのは、アイヌの人方が真の幸せをつかむことだと思うのですけれどもどうですか。私の考え方は間違っていますか。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 松田議員のおっしゃる差別の話などは非常にわかります。ただ、我々がこれまでやはりなかなかアイヌという言葉と言えなかった時期があったり、そういう中でやっとこの法律の中できちんとそのことが言える、そういう法律ができたということでしょうし、そしてそのことの差別をなくすためにきちんとした理解を深めようという、そういうことがこの法律の趣旨ですし、市町村もそのことを取り組んでいかなければならないという、そういうことだと思います。ですから、今のこの法律の範囲の中でいえば、先ほど言われたとおりアイヌ政策は全国でやはりそういうことを同じようにやらなければならないのではないかとすることは私もそのように思いますが、一方でやはり市町村でどのような理解を深めるための取り組みとして事業を展開していくのかということも大事な仕事だと思っております。今の、これからこの法律ができたから差別ということではなくて、我々はそのことの理解を深める。そして国民全員がアイヌ民族に対する理解を深めながら尊重し合える社会をつくっていくためにいろいろなことをしながら、そこに進んでいく、法律の理念に基づいて進んでいかなければならないと考えてございます。一つ一つの事業が本当にアイヌの人たちのためになっているか。そしてアイヌの方たちだけではなくて国民のためになっているかということを考えながら事業の展開を進めていかなければならないと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） なかなか難しい問題で、私も学者でもないし何でもないので。ただ、今人手不足もあるのだけれども、ベトナム人も、中国人も、韓国人もみんな白老に住んでいる方もいます。その方々を一人一人差別していますか。誰もしていません。買い物にきたら、買ってもらえばありがたいわけだから何も差別する必要もないです。だからあまりアイヌ政策はこうだ、ああだではなく、私はアイヌ政策は国がきちんと法律に基づいて、北海道に住んでいるアイヌが平等にその法律の価値が得られるような政策が平等に受けて、そしてアイヌを差別とか何とかという言葉はそんなに使う必要はないのです。差別されるとか、差別されないとかは昔の話で、今はそんな気持ちの人たちはいないのです。ただ、まちとしてこの政策をするときに国が曖昧に欲しい人たちは出しなさい、アイヌという名前を聞いたらお金をあげるからというようなものです。まちのできなかつたものをアイヌに振り向けて仕事をしているだけなのです。私から言うのです。ですから差別、差別と差別しているのがそこにあるのです。けどアイヌの方々そのものは差別という言葉は今、頭に思っていないと思います。あまりにも差別とか、そういうものを使うから私は言うのです。まずきょうはその辺にしておきます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、松田議員から差別という言葉で一つ集約された中での長いアイヌ民族が持ってきた歴史的な部分についてのお話、そして今の状況。私も地元で生まれ、そして学校教

育の中に長くかかわっている中で、なかなかこの民族問題というのはアイヌの問題だけではなくて、いろいろ各国にあるような民族問題というのは非常に厳しいというか、難しいというか、そういう状況というのは多分に、私は学校教育の中が中心ですけれども感じてきておりました。そういう中でやはり日本がさまざまな考え方の中で単一民族ではないかという発言もある中から、やはりそれぞれ今生きている我々も含めて自分の出自が、自分の生まれがどうであったのかというその問いが非常に大事にされる時代になってきたと。それが多様性を認める、これから共生をしていく、そういう時代の中で今このアイヌ民族の問題がきつと大きくされてきているのではないかと思います。そういう中で今回のアイヌ新法もそこから今度は交付金がプラスになったというか、ついたという、お金といったら申し訳ないのだけれども、そここのところが松田議員のおっしゃるところの押さえ方の取り方ではないかと私自身は思っております。ですから今回国が新法に基づいてアイヌ民族がこれまで歩んできた中を踏まえて、新たに彼らの今後の生き方をしっかりバックアップしていくとか、そういう問題として交付金という形で出てきたのではないかと考えています。そういうことをしっかりと、やはりこのウポポイが世界に発信する、そういうウポポイがここにある町としては、これまでのアイヌの民族が歩んできた歴史と、それから彼らが紡いできた文化の継承をいかにアイヌの出自を持っている人たちと同時に町が行政的にも、また町民が一体となってこれをどのようにして共生社会としての多様性を認めた共生社会としての発信をしていくかと。これは本当に大事なことだし、常々やはりそこに頭に置いていかなければ、結局この交付金が金ありきの交付金になっていってしまう。本来の趣旨が生きていかないような、そんな政策にはしないようにしっかりと議会の皆様からのご指導もいただきながら、私たち行政として進めていかなければならない問題ではないかと考えております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今、基本的なお話が大分されましたけれども、私もやはり何度も言いますが、先住民族の国連宣言をどのように国や道や町が生かしていくのか。それがオンリーではないけれども、そういう考え方をきちんと持たないと、民族問題で持たないと私はこの問題は解決していけないと。今言われたようにお金ありきと。もちろん地方自治体は今大変ですから、これは非常に有効なお金として使わせていただくということは私はプラスだと思っています。ただ、その使い方が問題だと思うのです。一つだけ今回お尋ねをしたいのは、若干報道もされましたけれども、学習向上サポート事業の問題なのですけれども、実際に白老町のアイヌ施策基本方針、これは優れたものだと思いますし、これに基づく今回の施策推進地域計画、これはきちんとつくられていると私も思っております。その中でこの4-4にありますように、申請予定事業No.2の一番最初に、アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援事業と書いているのです。もしそうであれば、これを見る限り、事業説明資料という中にそういうことが全くないのです。全く何もありません。ではこれは一体何なのだろうと普通は思うのです。このサポート事業のために4人の先生方がふえ、合計6人になる。ではこの先生方がアイヌ文化をどう教えるのか。

またこの人たちが本当に自信を持って教育できるような教育環境をつくるためにこの事業をするということがあるのであれば、それは理解できます。ただこれでは単に一般会計の予算をこれに使うだけの話にしか今まで議論されたようになりませんか。では交付金を使ってここで何をきちんとするのかということがもっと私は明確にしないとだめだと思うのです。だから、この支援員の方というのは、この給料で見るとずっと専門に教員で回って歩くという方ではないように思われるのだけれども、そうであればなおのことやはりきちんとこの人たちがアイヌ民族の方々の歴史や文化や現状や、それから将来に向かったそういう民族政策を含めたものがこの支援員の人たちがきちんと理解した上でやらないとだめではないかと私は思うのです。そういうことの記述がほとんど、これもアイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援と書いていますから。そういうことにきちんとしないと私はだめだと思うのです。そこら辺はこれはどういう経過なのですか。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 私のほうからお答えしたいと思います。今回学習支援員さんを配置する部分については、アイヌ文化を継承する今回入っていただく方たちがアイヌ文化をしっかりと知っていて教えるというよりは、ここで書いているアイヌ文化を担う人材育成というところで、これからを担っていく子どもたちにしっかりと基礎学力をつけ、白老のまちの中できちんと理解していただくというところで、基礎学力の定着を1番に目的としていて、そこがアイヌ文化等を担う人材育成の子どもの学習支援というところで結びつけて今回の事業形成と考えておりました。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 言っている意味はよく理解できます。そしてそういうアイヌの皆さん方もいらっしゃるわけですから、そういう広い意味での学力向上と。その中から子供たちがアイヌ文化、アイヌ民族をきちんと理解していく。そういう素地をつくるということを言っているのですね。それはよくわかります。ただ、それだけでは、今まで2人配置してきたわけだから。そこをふやすわけでしょう。そうするとこの交付金を使うとしたら、私はやはりもっともっと専門的なアイヌ民族のことを教えられるような、そのようにしないとおかしいのではないですか。それは一般会計でやればいいのではないですか。どうして交付金を使うのですか。私はやはりそういうところが違うのではないかと思うのです。だから教える方々が、もちろん教員の皆さんも来ていただいて教育されているというのはわかっています。知っていて言っているのです。白老でそれを交付金を使ってするのであれば、やはり白老のアイヌ協会ときちんと連絡を取って、そして歴史、現状、そして文化が発展していく。今までの歴史だけを教えるような教育ではなくて、今皆さんも言っているように現実的に生活しているわけです。そういうところから文化をどう発展させるか。歴史と負の遺産からどうやってそのようにしていくのかというあたりが、やはり教える側がきちんとわかっているやらないとだめなのではないかと私は思うのです。そのために予算をつけてするというのなら話はわかるのだけれども、何か一般論的に全体上げるとなったら、アイヌ文化やアイヌ民族をきちんと教えるための素地は今までと同じだということですね。同じ素地の中で教えることになるでしょう。それを白老で強化して教えるというのなら話はわかるけれども、そうでなければ交付金を使う意味

というのはそういうところにあるのかと思うのです。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） この事業の目的としては最終的にはアイヌ文化を担うような方ができればいいのかというところがありますけれども、そもそもアイヌの人たちへの学習の支援という部分では、北海道で既に奨学金などしてはいますけれども、生活実態調査の中でもまだやはり全道的なレベルでいうとなかなか大学への進学率が低いというのがあります。実際、アイヌの人たちからも意見として幼少期からしっかり学習支援をしてほしいという。生活向上の部分になりますけれども、そちらからはそういう声があるのが、白老がそういう声が強いかどうかは別としても、全道的にみるとそういう声はかなり強くありますので、そういう意味では今回の学習指導員をふやすということは、全て全体を含めてレベルアップすることによってアイヌの方もレベルアップすることですから、それは進学率の向上という部分で寄与することができるのではないかと考えております。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ここの3-2の資料そのものからいったら、大淵議員がおっしゃったようなところが見えないというか、直接的に見えないというのは確かにあると思うのですが、これまでも議員もおわかりのように、白老はもう10年以上前からしっかりとアイヌ教育と申しますか、ここに根差した地域学習を進めてきております。そういう中でさまざまな面で先ほど松田議員からも出たようなアイヌ民族というか、アイヌの人たちがこの白老の中で暮らしてきたその歴史や、それから伝えてきた文化の継承、そういったものは私は全道的にいても、全国的にいても非常に高いレベルにあると自負をしております。今回このようにして直接的には学習支援員の配置事業ということで出されるわけですが、学校の今のシステムの中でこの学習支援員を配置することの時間的な教師自身や、教育内容に向ける部分の、ですから今私が前段に言ったような、このアイヌ学習をもっともっと私はここの世界に誇るウポポイの中で直接的にできる環境を持つわけですから、そのところを私はいろいろなこれまでやってきた積み重ねの中でこのような学習支援の方も入れながらやっていけることは十分可能であるし、同時にやはりしっかりと基礎学力をつけていかなければ、国が言っているようなアイヌ民族の方々の出身者がなかなか学力がというような、そういうことだけではなくて、先ほど言ったような皆さんがどの子もやはり多様性を認めてこれからの社会の共生を進めていくときには、やはりしっかりと学力の基礎学力をつける。そしてその中でさらに学習支援員の方々も含めて、この白老の学校の中で新たな地域学習を進めていくという、そういうところに今回のこの学習支援配置事業があるのだという位置づけは、ここの中にはただ基礎学力だけ上げて全国学力テストに対応するような、そのような見方が出ているけれども、内容的にはそういうつくり方をしていかなければ、または教育委員会としてはしていくつもりでおりますので、今言ったようなところではご意見としてしっかり受けとめながら、今後の白老の教育の中に活かしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは私も十分わかっていますし、必要だと思うし、配置されることは子供たちにとってもすごくいいことです。ただ、やはりそこに地域学習も含めてするというのであれば、少なくともどこかに1項目そういう支援員の方々はきちんとそういう教育というのは、アイヌ民族の教育から白老の歴史からきちんとそれは特別枠で教えるぐらいのことを私は入れてほしいのです。そうでなかったらやはり趣旨から外れてしまうのではないですか。どこのまちでもできるということと同じということではないでしょう。今、古俣副町長言われたようにそういう方針でするのであれば、地域学習の中できちんとアイヌ協会ならアイヌ協会から講師を招いて、少なくともやはりきちんと講演を受けた人たちがそこでやっていく。もちろんウポポイを利用する、いろいろなことが利用されるのだろうけれども。やはりそういう白老町としての考え方、政策をきちんと持って私はやってほしいと。一般論で大体学力テストを上げるのは違うでしょう。それは必要です。必要ではないと言っているのではないです。ただそういう視点でなければだめなのではないかということを行っているのですから、そこだけは理解して、どこかに1文字ぐらいきちんと入れてするべきだと私は思うのです。どういう形にするかは、それは私たちのあれではないですから。やはりどこかにそういうことを入れてきちんとしないと、国も学生でするのはおかしいとなってしまったら困るからなお私は言うのです。そこだけです。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 教育長がいれば1番答弁には相応しいのではないかということなのですが、前教育長としても含めて答弁いたします。大淵議員からあることは、十分これまでもこの施策をつくり出すときにも、内部の中では話はされております。単純に学力向上というか、今ここにあるような全国学力テストに向けての対策をするだけの、そういう支援員ではないということは、それは十分私たちも押さえております。今の趣旨をしっかりと持ちながら、そのこのところに打ち出すべき文言のあり方については再度検討はしたいと思っておりますけれども、やり方としてはこの学習支援員の方が必ずアイヌ学習というか、ふるさと学習の担い手ということではなくて、彼らも含めて学校でどのような、もっと今までのアイヌ学習、ふるさと学習を充実させていくかということ、これはしっかりと、先ほどいったウポポイという非常に大きな学習機関があるわけですから、それは進めていかなければならないということは、十分教育委員会含めて進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑をお持ちの方はどうぞ。

4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。2問で終わるように立場を明確に質問したいと思います。

まず、白老町のアイヌ政策基本方針、前回の全員協議会の中で皆さんの議論を聞いて認識を新たにしたところなのですけれども。私の小学校4年生になる娘がいますけれども、アイヌの子弟ではありません。ただ、このまちで生まれて、このまちで育ってきた人間が生活環境を豊かにする中で、このまちがアイヌ民族との共生についてやはり誇りを持つまちになってほしいと、本当に今同僚議員との真摯な議論を聞きながらもそういった思いを持っていました。それでそういった意味で2点

伺います。まず1つ目、生活環境の改善のためにラッピングをしながら元気号の運行形態も改善していくといった部分を整備されると聞いたのですけれども、これは前回の8月1日の全員協議会の中でも概要として設置目標も掲げられていたのですけれども、これは令和元年の基準年度は前回のものでは1万5,000人から、最終年度としては1万7,000人といったような打ち出しをしていたのですけれども、今回おそらく元気号の実態等を踏まえて捉えが変わったのだと思うのですけれども、3万2,000人から、4万人余りということで、9,100人の増を見込むといったような、これはつくり込みが変わってきたと思うのですけれども、その経緯とその趣旨、どうしてこのように変わったのかということについて。あともう1つ、今回の申請予定事業5番目のアイヌのPR事業、本当に大切な事業だと思っています。古いものも出てきているので取りかえもしていくといった視点は出されてはいたけれども、その改善している事業実施にあたっての視点として、今回これからの開設後を見据えた掲示がどうしても必要になってくるという部分があると思います。具体的には多言語や、共生のまちづくりを進めていく私たちのまちの中で、これはいつも言っているのですけれども、どんな人たちとの文化もやはり共生し合えるまちづくりの具現化としてやはり多言語が必要になってくると思うのです。そういった部分をどのようにして捉えているか伺います。

○議長（山本浩平君） 喜尾企画課主幹。

○企画課主幹（喜尾盛頭君） まず私のほうから地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進にかかる事業ということで、アイヌラッピングバスの利用者数の目標が前回の資料から変わっている部分ということではありますが、こちらにつきましては今、広地議員おっしゃったとおり元気号の実際の利用者数を踏まえた中で基礎数値を見直したということでございます。そこがまず令和元年の3万1,000人といったところなのですが、そこから本事業を実施する中で令和5年度までの中で、元気号については年間1,100人程度の人数をふやしていきたいといったところと、あとはまた観光バスを新たにすると、こちらラッピングバスという形になるものですから、こちらについては大まかな見込みとして8,000人の増と、ゼロから8,000人ということになるのですが、そういった中で人数の見直しをしているといったところでございます。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ政策課長（三宮賢豊君） PR事業の関係でございます。確かに多言語化というのは非常に重要と考えておりまして、実際ウポポイ開設後は多くの国からいろいろな言葉の方々が見えられると思いますので、その辺についてはどのような方法が効果的なのかであるとか、あとウポポイのロゴマークなどを使用する際にしても国のほうでデザインをある程度、規制がかかっていたりしますので、その中で何語でどういうデザインがいいのかとか、その辺はちょっと相談しながら取り進めてまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。まず、基礎数値からの見直しや目標についての具体を聞いてその部分は理解できました。観光バスで8,000人の増を見込んでいるといったことを影響して、前回の資料では1万5,000人から1万7,000人、プラス2,000人で、約1.1倍の増を5年間で見込

んでいると。今はその観光バスが 8,000 人を見込んでいる部分に引っ張られてというか、1.3 倍の 9,100 人余り増と見込んでいる状況になっています。ですので、こういった見きわめと、あと狙いを明確にしていくべきだと思います。今回、元気号の議論は、これは私が議員になってから 8 年間ずっと交わされてきていたのですけれども、本当にニーズはもう年を追うごとに高まっていて、ただしそれにできる事業には限りがある中で、やはりどうしてもいろいろなことを想定して担当者とも何回も勉強しましたけれども、ものすごく皆さん努力しながらも、あれも大事にしたい、これも大事にしたいとなってくると、今度は距離が長くなってしまう、時間が長くなってしまう、こういった部分の繰り返しの中で本当に職員も町民も苦勞してきたと思うのです。ですからこういった部分、では今回は何を狙いにして、どうしていくのかということを確認していかないと、恐らくこれはもう広がっていく一方ですので、それで事業の実施の成果という果実がなかなか見えてこない部分につながりかねないので、やはりそういった部分、狙いを明確にしていくべきだと。

最後、プロモーションについては理解できました。今回この白老町のアイヌ施策基本方針を具現化できるビックチャンスが訪れたと私は考えていました。そういった中で関連した PR や相乗効果、白老町として何を PR していくのかということをご質問されていると思うのです。これは北海道や国も全力で取り組んでいただいていると思います。ただ、では町は何ができるのかと。その中で町の魅力と関連した PR、例えばですけれども、ぼろぼろになっているという意味では、白老パーカーアンドベグルの看板が仮設でつくられているので当然なのですけれどももうぼろぼろです。ほかにも社台地域や虎杖浜地域、白老町の入口になるところに国道 36 号線、平均すると日 1 万台通行しますので、ですからそういった相乗効果をどうやって成熟させていくかという観点においても、この道路での PR というのはものすごく大事だと思うのです。ですからこれを機に何が合理的かということの一つの考えとして、国道脇の既存の部分はどうやってリニューアル図っていくかという部分も事業計画の視野に入れていくべきだと考えますがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） バスの話をまず私のほうからさせていただきたいと思います。広地議員おっしゃっていただいたように、過去から地域公共交通元気号については過去いろいろございまして、ようやく今の形になりまして、昨年私どもでアンケート調査した中では、おおむね 8 割の方に賛成いただいているといますか、好評いただいていると捉えているところでございます。ただ、議会のほうからも今までさまざまな課題を投げられまして、移動困難者対策であったり、それからこれから免許を返納される方が高齢化に伴ってふえてきた中で、ではその対策をどうするのだとかというお話もございました。またこの部分はどうか、また利用者の方からこういうところはどうかというのでしょうかというさまざまなご意見も頂戴しているところです。そういった中で今回バスもできるだけといいますか、よりサービス性を向上させるために、まずデマンドを先ほどお話ししましたとおり、体が不自由な方にもステップがついて、手すりがかむところができるようなデマンドのバスといいますか、車を導入したいと考えておりますし、それから観光のバスについても、今私どもで検討しているのが低重心の車で乗り降りしやすいようなものも考えているところです。そ

ういった今、時代が免許返納者の方の対策も含めて、より利用しやすくなるような環境を考えていったときには、よりもっと充実させていかないと、これからのまちづくりにおいて本当に地域公共交通というのは重要だと捉えている中で、今回こういうようなことも含めて、より皆様に利便性が高くて不自由な方も移動しやすくなるようなものをぜひやっていきたいという考えのもとに計画させていただいたところでございます。

○議長（山本浩平君） 江草アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（江草佳和君） 他の観光PRツール、地域資源等との連携といった部分かと思いますが、1回目の8月1日に行った全員協議会で今の対象となり得る事業の例ということの中で、アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施という例が比較的近い例として示されている中で、当然今までも北海道との連携でプロモーションをやっている中では、アイヌ文化プラス白老の地域資源という出し方を今までしてきている部分。そして今後、新型交付金等をもし活用する際には、当然うちの古くから築いている白老町のアイヌ文化と白老が誇る地域資源というものを連携を一層深めた形でのプロモーションというもので我がまちを知っていただくきっかけをつくるだとか、ウポポイを含め地域のアイヌ文化をきちんと理解していただくという、そういった相乗効果を持っていった中で観光のセクションとも連携しながら事業の推進を図っていければと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） この事業ではないですが、バーガーアンドベーグルの看板の修繕の件、一応質問ありましたので答えられる範囲で。

太田経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（太田 誠君） バーガーアンドベーグルの看板の件に関しては、今後どうするかというのは検討余地はあるのかと思うのですが、一方登別市と白老町の広域観光圏で、今話しに上がっているのが竹浦のところに登別市と白老町とで共同でウポポイの関連の看板を立てようというお話はあります。そういった部分でバーガーアンドベーグルの部分は多言語だとか、今後そういう観光看板などをしていくべきかと思いますが、予算のからみなどもありますので、そういうのは冷静に見極めて今後対応していければと思っています。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 産業のことでちょっとお伺いいたします。ここの資料3-4でアイヌ文化の発展活動推進事業ということで、①地域アイヌ文化の価値を高めるための商品開発、令和2年以降がオンリーワンの商品開発、安定した供給体制の確立と書いているのですが、このところを見ますと、調査研究、町内商工観光団体、事業者との連携と書いていますけれども、白老町には白老粹品などがありましたね。そういうようなものがたしかあったと思うのですが、そういうようなものを考えていらっしゃるのか。具体的にこのオンリーワンの商品開発、これをどのように考えていくのか。その辺が何も説明もなかったものですから、その辺の概要を一つお伺いしたいと思います。もう1点は、オンリーワンの商品開発をしていくという中で、自然素材とい

うものをやはり大事だと思うのです。こちらの説明の中でもあったのですけれども、オヒョウ、ガマ、そういうようなものを早くから白老町では育成をしておりますけれども、それ以上に例えばオオバユリや、そういうようなもの、食材とか、もっと基本的にこの商品をつくって売っていくというときにはその原材料となるべき食材というか、木、木材や、そういうものの育成がきちんとされていかなければ当然原価が高くなるわけですから、当然販売もできないしということになってくると思うのです。今、私白老町もそうなのですけれども、平取町のほうの木工をやっている方々に伺いましたら、やはり原材料の木がものすごく高くてなかなか買っていただけないのだと。この間もワインのビンを2本入れるものを買ったのですけれども、小さな木なのですけれども5,000円ぐらいしますと。原材料が大体3,000円ちょっとします、手間賃がほんの少しですという中で、やはりオンリーワンの商品をつくっていくというのもそうですが、全道的なそういう物を売っていくというのですか、商品開発をして、その方々が生計を立てていくためには原材料を安くするべきだと思うのです。今回の事業の中ではそういうものはないのですけれども、きちんとした形で国のほうとか、北海道のほうなどで育成していただかなければ、文化伝承した商品とか、オンリーワンの商品をつくれないのではないかと思いますので、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 江草アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（江草佳和君） 2点ほどご質問をいただきました。1点目、オンリーワンの商品、どういった色というか、白老町らしさも含めて打ち出していくのかという部分ですけれども、協会役員さんとの議論の中で単にアイヌ文様を使えばいいとかそういう考えではもちろんなく、やはり白老のアイヌのそういった尊く精神性だとか、古くから息づいてきたそういった考えのもとに、いわゆる本物、どれが偽者かとかそういう意味ではないのですけれども、白老としてどういったアイヌブランドが本物か。先ほど白老粋品のお話もありましたが、やはりそういった過去の流れも含めて、白老のアイヌの方々ご自身が捉える本物というものを今回の商品の質として、まずは検討段階から試作も含めて、最終的には5年間の地域計画の中で販路の拡大や、そういった最終的には稼ぐ力みたいなものに当然つなげていくべきだと考えているというところが1点目です。

2点目の原材料等を確保することによって、より収益性を高めるだとか、原料を調達しやすくなるといった部分につきましても、一応国の示す交付対象の事業例として木工芸品等の原材料供給システム等の整備ということで、なかなか直接的に原材料費に反映させるというのはちょっと制度上難しい側面はあるのかと今担当としては捉えているのですが、実際にどういったものを商品化していくかといった際に、必要となる原材料はこういったもので、それをいかに調達できるようにするか、そういった部分も協会の方々、アイヌの方々ときちんと議論を重ねていった上で、では製品化に向けてさらにどのような施策を打っていく必要があるのかというのは今後も検討を進めていきたいと考えているところです。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 1点目の商品開発する上での一つのポイントは、白老町でいろいろしてきましたけれども、いざ商品開発をするとなったときに男の方ばかり集まっているいろいろしているの

です。私は違うと思うのです。買う人は誰なのか。高校生だったり、若いお嬢さんだったり、青年だったり、おじいちゃんおばあちゃんだったり、中年のおばさんだったりとか、やはりそういうニーズに合ったものを商品として開発していかなければ、当然生計が成り立たない、事業として成り立たないわけですから、やはりそういうような視点というのをきちんとまず持って、今回のほぜひとも成功させていただきたいと思いますので、そのこのところはこの計画の中にどこまで組み込めるかわかりませんがさせていただきたいと思います。2点目の原材料の確保なのですけれども、やはりそのこのところはアイヌ協会のほうと、白老のアイヌ協会の問題ではないと思うのです。これは全道の問題だと思うのです。これは全道の取り組みの一つとして、白老は先駆的に育成しているのですから、全道でこれをきちんとしていきたいと思いますということではいけないとだめだと思うのです。例えばオオバユリのお団子をつくって売りましょうかと、やはり地元のもの、北海道のもの、アイヌのものというのならやはりそういう何かをきちんと育てていってくださいということを国に訴えていくべきだと思いますので、ぜひその辺も力を入れてしていただければと思います。以上、2点でございます。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） まず商品開発の部分ですが、女性の意見をというところもありましたかと思えます。現在、協会の役員の方とも話し合ったという話があったと思うのですけれども、実際協会の役員にも今女性の方は入っていただいておりますし、あと商品開発の部分でやはり白老町の場合は刺しゅうのほうがメインになっていきますので、その辺になってくると女性の方が主に活躍しております、やはり女性目線でどういう商品がいいかというところは反映されていくのではないかと考えております。あと素材の確保です。その部分については、白老町としてはイオル事業の中で自然素材を育成してきて、それなりの大きさにもなってきました。ただ、それを使うとなると、採ってしまうとまた何年かかかってまた新たにということもありますので、どういうサイクルでしたらいいのかとか、たしかにそういうことは大きな全道規模で考えていただくとか、どういうシステムにするのかとか、あと自然素材も採れるところが限られていますので、結局地域で取り合いみたいになっているという現状もありますので、その辺を含めて、その辺は広域的な観点で北海道のほうなどにも相談していきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑はございませんか。

10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 先ほど西田議員も言われているように、いろいろな材料を使ってこれからしていくと思うのですけれども、②を改めてお聞きしたいのですけれども、より高次元なスキル（ミュージアムグレード）で習得する、次代の伝統手工芸作家の育成プログラム開発、これはすごい言葉と思うのです。具体的に何か中身がわかれば、この後また質問しますが、大変いいことだと思うのですがなかなか課題が多いのかというあれなのですけれども、まずお聞きします。

○議長（山本浩平君） 江草アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（江草佳和君） 人材育成に関する部分のご質問でございます。やはり白

老アイヌ協会の方々も今、実際に担い手としていらっしゃる方の年代というのは当然高年齢化してきていて、平均をとったことはございませんけれども、そういった表に出てくる方のお姿等を見てみるとかなり年齢は上がってきている。これが10年先に同じような規模で誰かにきちんと教えられる体制が取れるかということにやはりすごく危惧を持っていらっしゃいます。ですので、今回このような人材育成の制度をしっかりとしたプログラムをきちんと持った中で、基本的には地区のアイヌの方々やはり次の代を担っていくべきだとは思っておりますので、アイヌ協会としてきちんとした技術、今までの白老のアイヌの歴史、文化、こういった深いところまできちんと自分たちの言葉として伝えられるような質の、そういった人材をまずは育成していくこと。そして伝統手工芸に関しても、やはり今まで培ってきたそれぞれの手工芸に対する歴史、そういったものをきちんと理解した、ただの技術としてだけではなく、そういった精神性も含めたものをきちんと次の世代に伝えられる、そういった人材の確保が今アイヌ協会としての課題ということで、これを組み立てていければと考えているところです。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 確かな、いわゆる技術というか、そういう方は必要だと思うのです。では今後、今アイヌ協会の方と一緒にしていくと。今、高齢化になっているというお話もあるのですが、これは本当にしっかりした指導者が今後必要で、それが1人なのか、2人なのか。今、具体的というか、刺しゅうのほうはサークルなどいろいろあります。ここの写真にあるように木彫りや、織物、編み物、いろいろなものがありますけれども、これはある程度のレベルまでに達するといったら本当に今の指導者でいいのかどうかというのもあるし、ここに高次元とありますが、グレードの高いそういうものというか、鑑賞に耐えられる物をつくっていくにはやはりそういう確かな指導者がいないとだめだと思います。だからその辺のところをしっかりとやらないと、今のままでいいのかというものと、これからさらに発展していかなければならないものというのはまた出てくると思うのです。ですからその辺のところをしっかりとしないか、言ったら悪いけれども中途半端になってくると。では誰がそれを見極めるのだといったら、それを見た人というか、悪いですが見ても見た人というのはわかりますから。そういうところもしっかりしていかないと、あら見える作品にならないようにしていただければと思います。それと今言ったしっかりした指導者がいるということは、その指導者に対する位置づけというか、処遇というか、それをきちんと専門的にその方々に教えられるような、予算をつけてするかどうかは別ですけれども、しっかり教えられるような指導者が必要だと思いますが、そこまでまちは考えてやっているのか。アイヌ協会だけで頼るものなのか。いろいろな今、平取町、阿寒町いろいろなところでも工芸をしている人がいます。白老だけのそういうアイヌ工芸なのか、道内全体のそういう工芸としてやっていくのかというのもいろいろそういうものが出てくると思うのです。ですから、その辺のところをきちんと整理されているのかどうかというのを、これを最後にします。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 伝承者の育成の指導者の部分です。まずは事業自体は白老

町からアイヌ協会に委託というのを承知していますので、基本的には我々の意向は入りますけれどもアイヌ協会の中で調整されるものと考えておまして、しっかりした指導者という部分につきましては、実際白老町内にもアイヌ協会やアイヌ民族文化財団から伝統工芸師など、そういうような部分で表彰されている方も多数いますので、その辺の方たちがしっかりと指導者になって、さらなる白老の伝承活動の発展に寄与してもらえるものと考えているところです。あと、地域的な部分です。実際、今回の事業の趣旨としましては、基本的に白老のアイヌ文化をしっかりとアイヌ協会ですべて守っていただきたいというところがあります。今まではアイヌ民族博物館がありましたので、ある程度白老のアイヌ文化の部分はそちらでもしていただけたのですが、これからウポポイとなりますと、あそこは全道、全国的なアイヌ文化の施設ということになってしまいますので、白老のアイヌ文化というところを守るのはもうアイヌ協会や保存会など、地域の団体しかないと思いますので、そこがしっかりと地域の文化、アイヌ文化を継承していくというところをお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） ぜひそのような形で、さらにレベルの高い、いわゆる工芸品とか、いろいろなものをつくり上げて、まちとしてもPRしたり、いろいろなところで、これは産業化というのも一部分ではあると思いますので、その辺のところしっかりしていただければと思います。答弁はいいです。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定・交付金事業についての説明を終了いたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 0時16分）